

環境影響評価準備書に対する知事意見

108 根岸製油所ガス化複合発電所

● 総括事項

根岸製油所ガス化複合発電所（以下「本件事業」という。）は、既設石油精製設備に隣接した横浜市中区千鳥町3番地の約3万4千平方メートルの敷地に、超重質油を燃料として出力431,450キロワットの発電所を新設しようとするものである。

実施区域は、根岸湾に面する埋立地で、都市計画法に基づく工業専用地域である。また、実施区域の北側には、商業系地域、住居系地域が広がっている。

一方、実施区域周辺は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物及び硫黄酸化物の総量規制地域であり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染に係る環境基準が広範囲にわたって未達成な状況にある。

したがって、事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺環境への影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講ずるとともに、供用開始後においても引き続き環境の保全に努める必要がある。

- 実施区域周辺は、既設石油精製施設を含む工場等が多く存在し、大気汚染に係る環境基準の未達成地域であることから、本件事業の実施に当たっては、環境に対する影響を現状より軽減するよう配慮する必要がある。
- 本件事業の実施に当たっては、実施区域周辺への影響を可能な限り軽減するために、科学の進歩に対応した最新技術を積極的に駆使するなど最大限の環境保全対策を講ずる必要がある。
- 本件事業について、環境影響評価準備書に対する意見書等により大気汚染物質の発生量等に関する情報公開が求められていることから、周辺住民への十分な説明や的確な情報提供を行う必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、各評価項目等についての個別の意見は次のとおりである。環境影響評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

● 個別事項

1. 大気汚染

(1) 硫黄酸化物対策について

実施区域は硫黄酸化物に係る総量規制地域であることを勘案し、硫黄酸化物の排出量を一層低減するため、硫黄回収設備による回収率の向上等について検討すること。

(2) 重金属類の処理対策等について

超重質油をガス化した合成ガスを発電の燃料としており、排出ガスに重金属類が残留する可能性があることから、原料油に含まれる重金属類の種類及び濃度、排出ガス中の重金属類の排出状況及びその処理対策について明らかにすること。

(3) フレア設備から発生するばい煙抑制について

フレア設備の運転管理において、不完全燃焼によるばい煙の発生を極力抑制するよう、十分配慮すること。

2. 水質汚濁

ガス化炉で生じる未燃灰に起因する重金属類が排水処理設備に残留する可能性があることから、排水中の重金属類の排出状況及びその処理対策について明らかにすること。

3. 騒音

平成11年4月から新たな騒音の環境基準が適用されたため、参考として、等価騒音レベル(L Aeq)による供用開始後の予測評価の実施についても検討すること。

4. 廃棄物

未燃灰、排水汚泥、廃触媒等の産業廃棄物について、処理計画を明らかにするとともに、有害物質等の分析を行うとともに、この分析結果に基づき適切な委託業者を選定し、極力再資源化すること。

5. 動物（水生生物）

温排水による水生生物への影響が懸念されるため、その影響を低減するために、温排水の削減について検討すること。

6. 景観

煙突の形状は鋼製円筒形で、色彩は赤、白としているが、後背の高台等からの眺望に配慮した景観とするため、煙突の色彩や形状について検討すること。

7. その他

(1) 二酸化炭素対策について

熱効率が通常の火力発電と比較して低いことから、二酸化炭素の排出量を推計した上で、廃熱の回収や利用を含めた、二酸化炭素の削減対策について検討すること。

(2) 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）対策について

ガス化炉内でダイオキシン類等の外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）を生成させないように、その運転管理について十分配慮すること。

(3) 白煙防止対策について

白煙が、至近の自動車の走行に影響しないようにする措置について明らかにした上で、特異な気象条件下等において、白煙が高速湾岸線に流入した場合を想定した緊急時の対応マニュアルを作成すること。

(4) 冷却水の管理等について

冷却塔の冷却水については、次亜塩素酸ソーダを使用することから、残留塩素を海域に排出しないよう管理すること。

また、循環冷却水に添加する防食・スケール防止剤についても、環境への負荷について十分配慮した種類を選定した上で使用すること。

(5) 緑化計画について

積極的な高木の植栽等を実施するとともに緑化率の増加を図ること。

(6) モニタリングの実施等について

供用開始後の施設の運転管理を適切に行うとともに施設の稼働状況、排煙脱硝装置等の公害防止設備の運転状況、大気汚染物質等の常時監視体制を確立すること。また、大気、水質、騒音・低周波空気振動、振動等のモニタリングを早期に実施する必要があることから、その計画を明らかにすること。

付記

1. 電波障害

発電施設及び煙突の設置により発生するテレビジョン電波障害の程度及び範囲を示した上で、電波障害対策を含む予測評価を行うこと。

2. 安全（危険物、高圧ガス等）

危険物、高圧ガス等の種類、取扱量を踏まえ、周辺への影響を含めた安全対策及び事故時の対応策を具体的に明らかにすること。